

指定管理者の指定について

本市は、指定管理者を次のとおり指定するものとする。

施設の名称		指定管理者とする団体	指定の期間
秦野市老人いこいの家	かわじ荘	秦野市柳川 6 5 老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会 委員長 熊 澤 庄 市	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 10 年 3 月 3 1 日まで
	ほりかわ荘	秦野市堀川 5 7 9 番地の 1 老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会 委員長 石 井 弘 之	
	くずは荘	秦野市羽根 3 3 1 老人いこいの家くずは荘管理運営委員会 委員長 大 津 博	
	あずま荘	秦野市寺山 4 9 5 老人いこいの家あずま荘管理運営委員会 委員長 武 義 範	

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

老人いこいの家の指定期間の満了に伴い、指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものであります。



秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市高齢者保健福祉推進委員会

会長 丸山 博



秦野市老人いこいの家指定管理者の候補者の選定について

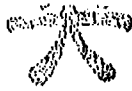
(答申)

令和5年1月17日付けFNo.4・1・8(甲)で諮問のありました標記の件について、当委員会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

指定管理者の候補者の選定については、これまでの実績及び管理運営の基本的な考え方等を総合的に評価し、妥当なものと認めます。

今後の管理運営においても、老人いこいの家条例等に規定する目的や趣旨を十分尊重され、その効用の確保に留意するよう要望します。

老人いこいの家の名称	指定管理者の候補者として選定するもの
かわじ荘	秦野市柳川65 老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会 委員長 熊澤 庄市
ほりかわ荘	秦野市堀川579番地の1 老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会 委員長 石井 弘之
くずは荘	秦野市羽根331 老人いこいの家くずは荘管理運営委員会 委員長 大津 博
あずま荘	秦野市寺山495 老人いこいの家あずま荘管理運営委員会 委員長 武 義 範



FNo. 4・1・8 (甲)

令和5年1月17日

秦野市高齢者保健福祉推進委員会

会長 丸山博志 様

秦野市長 高橋昌和



秦野市老人いこいの家指定管理者の候補者の選定について (諮問)

本市の老人いこいの家は4か所に設置しており、指定管理者制度を採用して各地区の自治会や民生委員、老人クラブの代表者などによって構成する「老人いこいの家管理運営委員会」(以下「管理運営委員会」という。)による管理運営を行っております。

現在の指定管理期間が本年3月31日で満了するため、4月以降の指定管理者の候補者の指定について、第1回定例会へ議案を提出する予定です。

先般、現指定管理者である各管理運営委員会より、引き続き指定管理者として管理運営を行いたい旨の意思表示がなされたため、これまでの実績等を確認した結果、本市としては、指定管理者の候補者として選定することが妥当であると判断いたしました。

つきましては、本市老人いこいの家の指定管理者の候補者として、各管理運営委員会を選定することについて諮問いたします。

老人いこいの家の名称	指定管理者の候補者として選定するもの
かわじ荘	秦野市柳川65 老人いこいの家かわじ荘管理運営委員会 委員長 熊澤庄市
ほりかわ荘	秦野市堀川579番地の1 老人いこいの家ほりかわ荘管理運営委員会 委員長 石井弘之
くずは荘	秦野市羽根33-1 老人いこいの家くずは荘管理運営委員会 委員長 大津博
あずま荘	秦野市寺山495 老人いこいの家あずま荘管理運営委員会 委員長 武義範

令和 3 年度秦野市老人いこいの家の評価結果について

老人いこいの家管理運営委員会は、営利目的でなく、地区活動において管理をしている団体であるため、自己評価、内部評価を経て秦野市高齢者保健福祉推進委員会による外部評価を実施した。

1 評価項目

1	管理運営の基本的な考え方について	施設の設置目的に沿うものとなっているか。
2	市民活動・地域の活性化に関する考え方	老人いこいの家を通じて市民活動・地域の活性化に寄与するものとなっているか。地域性を活かし魅力ある自主事業となっているか。
3	運営体制	効率的かつ安定的な事業運営が可能な体制か。地域ニーズに合わせた運営が可能な体制か。管理運営委員会の会議は、委員長が招集し、必要に応じて会議を開催しているか。
4	施設の貸出方法	貸館の予約については、備え付けの利用簿に希望日等を記入させる。施錠・開錠については、利用者に責任を持って行わせ、鍵の保管については、十分に注意を払っているか。また、利用後は、報告書を提出させているか。
5	備品の管理	利用者に備品の丁寧な扱いの励行を呼びかけるとともに、破損や不足を確認した場合には、速やかに対応しているか。
6	管理の収支予算	整合性がとれているか。経費節減は図られているか。
7	緊急時の対策、防犯、防災対策	緊急時の連絡先を施設内に明記し、火災、盗難の防止及び、衛生的な管理に努めているか。
8	安全対策	施設内外に危険物や障害物がないかどうか、定期的に巡回を実施し、事故防止に努めているか。
9	個人情報の扱い	個人情報の管理方法、取扱は適当であるか。
10	市との連絡調整等	市と指定管理者との間で十分な連絡はなされているか。

[各項目の評価] 適切である：(3点)、概ね適切である：(2点)

適切でない：(1点)

[総合評価] 適切である：A (25点～30点)

概ね適切である：B (11点～24点)、適切でない：C (1点～10点)

2 自己評価

(1) 評価者 : 各老人いこいの家管理運営委員会

(2) 評価方法 : 老人いこいの家評価シートを基に実施した。

名称	総合評価	事業内容	管理
かわじ荘	A (29点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス ・自主事業 (詩吟、納涼大会、カラオケ、上小学校児童との交流) ・その他会合等 (長寿会、自治会等) 	利用者が快適に利用出来るように努めている。
ほりかわ荘	A (29点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス ・自主事業 (詩吟、カラオケ、琴、絵手紙等) ・その他会合等 (長寿会、自治会等) 	利用者が快適に利用出来るように努めている。
くずは荘	A (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス ・自主事業 (踊り、ヨガ、納涼祭) ・その他会合等 (長寿会、自治会等) 	利用者が快適に利用出来るように努めている。
あずま荘	A (25点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイサービス ・自主事業 (手芸、踊り、茶道等) ・その他会合等 (長寿会、自治会等) 	利用者が快適に利用出来るように努めている。

3 内部評価

(1) 評価者 : 高齢介護課

(2) 評価方法 : 老人いこいの家利用団体へのアンケート、事業計画書、事業報告書、管理運営費収支予算及び決算書、ヒアリング、現地調査等を基に実施した。

名称	総合評価	評価
かわじ荘	A (28点)	自治会等からなる運営委員会を作り、コロナ禍で総会等が実施出来ない中、効率的かつ安定的な事業運営が可能な体制となっていた。 施設内の清掃が行き届いていないとの意見があった。また、個人情報の管理に課題がある。
ほりかわ荘	A (28点)	自治会等からなる運営委員会を作り、コロナ禍で総会等が実施出来ない中、効率的かつ安定的な事業運営が可能な体制となっていた。 緊急時の対応が十分ではなかった。
くずは荘	A (30点)	自治会等からなる運営委員会を作り、コロナ禍で総会等が実施出来ない中、効率的かつ安定的な事業運営が可能な体制となっていた。 個人情報の取り扱いについて改善面が見られた。
あずま荘	A (28点)	自治会等からなる運営委員会を作り、コロナ禍で総会等が実施出来ない中、効率的かつ安定的な事業運営が可能な体制となっていた。 緊急時の対応が十分ではなく、個人情報の管理に課題がある。

4 外部評価

- (1) 評価者 : 秦野市高齢者保健福祉推進委員会
- (2) 評価方法 : 内部評価結果、老人いこいの家の利用状況、管理運営委託料決算状況を基に各委員の評価を取りまとめ、高齢者保健福祉推進委員会の意見とした。

名称	総合評価	評価
かわじ荘	A (27.6点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てる事業を実施し、介護予防活動や生きがいつくりに貢献している。
ほりかわ荘	A (27.7点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てる事業を実施し、介護予防活動や生きがいつくりに貢献している。
くずは荘	A (28.7点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てる事業を実施し、介護予防活動や生きがいつくりに貢献している。
あずま荘	A (27.5点)	高齢者の教養の向上並びに健康及び福祉の増進に役立てる事業を実施し、介護予防活動や生きがいつくりに貢献している。